

研修管理システム提供業務仕様書

1 業務の名称

研修管理システム提供業務

2 履行期間

契約締結の日から 2026 年 3 月 31 日まで

3 業務の目的

日本栄養士会（以下、「本会」という。）が実施する各種研修会に係る受付等一連の事務について、現行の会員管理システムの機能を刷新し、研修管理に特化したシステムを導入することにより、管理栄養士・栄養士の受講機会の増加、受講手続きに係る利便性の向上並びに事務負担の軽減化、研修事務の効率化を図ることを目的とする。

5 調達する研修サービスの機能

(1) 研修を運営・管理を行う研修管理者は、以下の機能が利用できること。

ア 研修サービス登録

イ 研修（オンライン研修、会場研修、e-learning 研修）の申込・変更の受付

ウ 研修に必要な書類の発行、及びダウンロード

エ 研修（オンライン研修、会場研修、e-learning 研修）の受講履歴・出退席等の受講状況管理

オ オンライン研修の Zoom 配信と動画配信

カ 申込者・受講者に対するメール配信

キ 研修にかかるアンケート・確認テスト・課題提出の設定・管理

ク CSV ファイルでのデータ出入力

ケ 研修にかかる単位管理

(2) 受講者は、個々のマイページをもち、以下の機能が利用できること。

ア 研修（オンライン研修、会場研修、e-learning 研修）の検索・申込・変更

イ 研修（オンライン研修、会場研修、e-learning 研修）の受講

ウ 研修に必要な書類のダウンロード

エ 研修（オンライン研修、会場研修、e-learning 研修）の受講履歴・出退席等の受講状況管理

オ 研修にかかるアンケート・確認テスト・課題の提出

カ 研修にかかる取得単位の確認

キ 個人情報の編集

6 内容の詳細

(1) 研修サービス登録

- ア 研修管理者が登録した研修情報（基本事項、生涯教育単位）を検索・照会でき、検索結果を一覧表示できること。
- イ 研修管理者が受講者情報の入力・修正・削除・代理申込みを行えること。
- ウ 研修管理者があらかじめ団体等申込み希望者を CSV で一括登録（代理申込み）ができること。また、団体等情報を CSV にて一括更新ができること。

(2) 研修（オンデマンド研修、オンライン研修、会場研修）の申込・変更の受付

- ア 受講者が、受講対象となる研修の情報（概要・申込受付状況・申込結果）を参照でき、申込みを行えること。（会員・非会員区分等）
- イ 受講者は、申込内容の確認ができ、研修管理者が指定した期間までは、申込の変更・キャンセルができること。
- ウ 研修単位で定員を設け、受付を先着・選考による受講確定の選択ができ、先着の場合は、定員に達した段階で受付を自動で終了できること。
- エ 受講者が申込時に必要な情報の入力や、ファイルのアップロードをすることができるフォームを研修管理者が管理画面上で作成ができること。また必須項目等も自由に設定ができること。
- オ 研修管理者は申込者の入力・アップロードされた情報やファイルを参照し、申込の承認・非承認を下すことができること。非承認の場合、非承認の理由を管理者が入力し、受講者が確認することができること。また、承認・非承認を下した際、申込者に対して通知メールを送信ができること。また、承認後は非承認に変えることはできないが、非承認をした後、後から繰り上げで承認に変えることができるようにすること。
- カ 受講者が、いつでも研修サービスへログインし、マイページ画面で研修の申込みの受付状況を参照できること。また、通知メールもメールでの送付だけではなく、マイページでも通知履歴を確認することができること。
- キ 申込完了通知メールの文面の設定ができること。また、自由に送付先メールの設定ができること。

(3) 受講料請求・支払い機能の提供

- ア 申込承認後、申込者がオンラインで受講料等の支払ができること。決済方法は、クレジットカード、コンビニ決済、銀行振込の3つに対応すること。なお、団体等一括申込みへの対応もできること。
- イ オンラインの受講料支払では、自動と手動の消込作業が選択でき、手動の場合は、消込作業なしで、銀行振込とコンビニ決済とクレジットカード決済の支払ステータスが自動でリアルタイムに切り替わる機能があること。
- ウ 自動で切り替わった支払ステータスは、申込者自身が受講者のマイページ上で検索・照会することができること。また、万が一の場合に備えて、支払ステータスの変更日時も、研修管理者画面と受講者の画面で確認ができること。
- エ 電子決済以外（会場払等）にも対応できるよう、研修管理者が支払情報を入力できること。

- オ 研修管理者が支払情報を検索・照会でき、検索結果が一覧表示できること。
- カ 研修管理者が支払情報の詳細を確認・修正できること。
- キ 支払期日までに未払いステータスのままの申込者に対して、自動で支払催促通知メールを配信することができ、その文章も自由に設定できること。

(4) 請求書・領収書発行・管理機能

- ア 受講料の支払処理が完了した後に、申請者が請求書／領収書をクラウドサービス上で PDF ファイルとして取得できること。
- イ 個人の申込の場合は、申込者の宛名での請求書・領収書発行ができること。また、所属先宛の請求書・領収書の発行が必要な場合は、クラウドサービス上で宛名変更も可能であること。
- ウ 発行された請求書・領収書は、インボイス制度の法律対応ができていること。
- エ 発行された請求書・領収書は、電子帳簿保存法の法律対応ができていて、受講者がダウンロードしたタイムスタンプが研修管理者の画面に残る仕組みが出来上がっていること。

(5) 受講者の受講履歴・出退席等の受講状況管理

受講者に受講状況がわかるように一覧で表示するとともに、研修管理者が受講状況管理できること。なお、受講状況とは以下の事務をいう。

- ア 受講予約に関すること。
- イ オンライン研修の視聴状況
視聴時間により修了条件を設定できること。
- ウ 会場研修の出席状況
受講者の受講開始（出席）日時、終了（退席）日時を自動で記録できること。また、自動で記録できない場合の対処として手動でも記録することができること。
- エ 研修修了に関すること
研修修了に関する条件を設定することができ、その条件を満たすと自動的に修了となること。また、自動で修了できない場合の対処として、手動でも設定できること。
- オ 受講のフロー制御
例えば1回目はオンライン研修で、2回目が会場研修等、複数日にわたる研修の場合、1回目を受講していないと2回目に参加できない等、必要に応じて受講のフロー制御をかけることができること。

(6) 会場で行う研修とオンライン研修の Zoom 配信とオンデマンド配信

- ア オンライン研修の配信方法は、リアルタイム配信方式である Zoom での配信と、録画しておいた動画の視聴ができるオンデマンド配信ができること。
- イ 指定した期間に Zoom 配信やオンデマンド配信ができること。
- ウ 研修管理者はもちろんのこと、受講者も自らの視聴状況を確認できる画面を有し、受講漏れを防ぐこと。
- エ 受講者が研修内容の録画や記録を行い、情報を流出させるなど、目的外に無断使用することができないよう、配信データの書き込み、保存ができない措置が講じられていること。

オ 視聴終了後の視聴履歴が CSV で記録できること。

カ 視聴時間やアンケート回答、確認テストの完了等により修了条件を設定できること。また、修了条件を複数日の参加を条件とすることが可能で、複数日は会場や Zoom 配信、オンデマンドを組み合わせることができること。

キ 受講者に対し、会場研修と Zoom 配信とオンデマンド配信の開催開始前には受講者が登録したメールアドレスに案内通知メールの送信が自動でできること。オンデマンド配信に関しては、配信終了前にも通知メールも自動で送信できること。

(7) 受講者に対するメール配信

受講日前に、受講者が登録したメールアドレスへリマインドメールを自動送信できること。

(8) 研修に係るアンケート・確認テスト・課題提出

ア 講座ごとにアンケートや確認テスト、課題提出設定ができること。また、研修管理者がその結果等を一覧で確認できること。

イ 受講者と研修管理者がともに回答漏れ等のチェックが行えること。

ウ 研修管理者が各講座のアンケート回答を一覧表示できること。

エ アンケートや課題提出等、回答期日近くになっても未回答（未提出）の場合、研修管理者は受講者が登録したメールアドレスに催促通知メールの送信が可能であること。

オ オンライン研修と会場研修を併催する場合、それぞれの研修で個別にアンケートのテンプレートが設定できること。また、アンケート受付通知メールに関しても、申込受付時同様に、研修管理者が自由に送付先メールの設定ができること。また、通知メールの文面も設定ができること。

カ 救済措置として自動で修了できない場合の対処として、手動でも受講修了の設定ができること。

キ 確認テストや課題提出は研修の事前・事後ともに実施できること。

(9) 研修単位表示

ア 各研修（講座）に設定した生涯教育単位は、修了条件を満たした受講者に自動付与できること。

イ 受講者が取得した単位は、受講者のマイページに研修単位（基本研修/実務研修）で総計表示でき、かつ表示する年を指定（5年間等）した表示ができること。

ウ 研修管理者は、受講者（システム登録ユーザー）の取得単位情報を適宜、CSV で記録できること。

(10) CSV ファイルでのデータ出入口

研修管理者が受講者の受講状況を常に確認できること。また、受講者の受講状況データを CSV ファイル形式で抽出できること。なお、詳細については、受注決定後に研修管理者と協議して決定すること。

(11) 機能・データ・マイページの一元性

上記(1)～(10)を1つのクラウドサービス上で完結できること。また、受講者に紐づくデータ（申込、決済、受講、アンケート・課題、研修単位等のデータ）についてもそれぞれのマイページで一元性をもって1つのクラウドサービス上で管理することができること。

(12)API・SSO 連携による拡張性

- ア API 連携により、研修データ、受講者データ、受講履歴データを外部から取得が可能であること
- イ SSO 連携により、受講者は外部サイトからログイン情報の入力を求められず SSO でログインし、オンライン研修管理システムを利用することができること

7 研修サービスを提供するシステムの要件

(1)サーバ及びネットワーク機器

- ア 研修サービスを提供するためのシステム（以下「システム」という。）を運用するサーバは、データ通信経路を含め所在が国内となる、受注者が管理するサーバであること。なお、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されているもので、国内法のみ適用されるものとする。
- イ 情報セキュリティを確保するために必要な措置を講じ、適正な運用に務めること。
- ウ サプライチェーンリスク等を考慮した上でシステムを構築し、プライバシーポリシー等を踏まえた適正な管理を行うこと。
- エ システムが使用するサーバ、ネットワーク機器、パソコン等の OS、ブラウザ、セキュリティ及び利用するソフトウェアの脆弱性情報を確認し、最新の状態に更新して使用すること。
- オ システムを構築するために、受注者が管理する以外のクラウドサービスを利用する必要がある場合は、事前に本会に報告し、承認を受けること。
- カ システムは、冗長化構成等により可用性が確保されていること。
- キ システムは、24 時間 365 日、自動監視・自動検知・自動対策を行い、緊急時・障害時に直ちに復旧可能な体制が確保されていること。
- ク バックアップシステムを導入し、システム及び本会が研修サービスに行った設定が定期的にバックアップされていること。ただし、研修に関する情報は、本会の許可なくバックアップしないこと。
- ケ 本業務に関して利用するクラウドサービスの利用規約等が変更される場合は、事前に本会に報告し、その承認を受けること。

(2)システムの機能

- ア システムについては、受注者が使用するアカウントを適正に管理する等の対策を行い、乗っ取りなどを受けないようにすること。
- イ 配信情報が第三者に傍受されることのないよう、システム及び研修サービスへの接続は暗号化通信で行う等の対策が講じられていること。
- ウ 設定の誤り等により、第三者が情報を傍受、又は偽情報を発信されることのないよう、必要な措置が講じられていること。
- エ 本業務においては、本会が指定した以外の情報を収集しないこと。また、システムの収集される情報（ユーザの行動履歴等）は、本業務の運用に必要な場合以外は利用しないこと。なお、利用する場合は、事前に本会の許可を受けること。

オ IPアドレスにより本会が利用する管理者用画面へのアクセス制御が可能であること。

カ 何か問題が起きた時や、データの整理をしたい場合など、本会の判断で受講者の画面をメンテナンス画面にして操作できないようにできること。また、その際は本会や受注者のネットワークからのみ操作ができるように接続元 IP アドレスを制限して操作する設定ができるようにすること。これらの操作設定は受注者への依頼なく研修管理者の画面の機能操作で完結できるようにすること。

8 保守・サポート

(1) 研修サービス導入サポート

研修サービス導入に関する打合せは必要に応じて複数回行うこととし、本会が指定する期日までに運用できるようにサポートすること。

(2) 運用サポートについて

ア 本業務において、情報セキュリティインシデントや運用上のトラブルが発生した場合に備えて、発生時の速報体制を設け、本会に報告すること。

イ サポートの時間は、午前9時から午後5時まで（土曜、日曜及び休日を除く。）とし、サポート時間帯は、本会からの問い合わせに対応すること。

ウ 研修サービスにトラブル等があったときは、速やかに障害の復旧・対応を行い、本会へ報告を行うこと。

エ 研修サービスがバージョンアップした場合のアップデートは運用業務に含まれることとし、受注者が行うこと（マニュアルの改訂を含む。）。

(3) マニュアル・教育

ア 研修サービスの稼働開始までに、通常運用と保守運用のマニュアルを提供すること。ただしマニュアルはWeb版でも構わないとする。

イ 研修サービスの導入時には、本会に対し、操作方法等を研修会、Web会議又は他の方法で開催すること。

ウ 受講者が研修サービスの操作を容易にできるよう必要に応じて資料作成の補助を行うこと。

9 情報セキュリティの確保

(1) 情報セキュリティ管理体制等の確認

ア 受注者は、第三者による情報セキュリティ管理体制等の認定を受け、次のいずれか又は同等以上のものを取得済みであること。

○ I SMS 認証

○ P マーク

なお、前記の事項を証明する書類（写し）を応募書類とあわせ本会に提出すること。

イ 経済産業省による「クラウドサービスのチェックリスト」等に基づいて、研修サービスのセキュリティをチェックした資料を応募書類とあわせ本会に提出すること。

ウ 概ね年間1万人以上の受講者を対象とした官公庁や自治体、外郭団体のオンライン研修にシステム提供業務を実施した実績を、過去3年以内に有すること。

エ 官公庁や自治体、外郭団体の法定研修にシステム提供業務を実施した実績を、過去3年以内に50件以上有すること。

(2) 保護すべき情報

受注者は、本会から部外秘として提供された情報、動画等本件契約に係る情報（以下「保護すべき情報」という。）の機密性、完全性及び可用性を維持すること（以下「情報セキュリティ」という。）に関して、その万全を期すこと。

(3) 情報セキュリティを確保するための体制の整備

受注者は、情報セキュリティを確保するための体制を整備していること。

(4) 構成管理・変更管理

ア 受注者は、本業務に関して本会が意図しない変更が加えられないことを保証するため、適切な構成管理と変更管理を行うこと。

イ 意図しない変更が加えられる不正が判明した際は、直ちに適切な対策を講じるとともに本会に一報した上で、速やかに文書により報告すること。

(5) 脆弱性対策の実施

受注者は、本業務に関連する脆弱性情報を積極的に収集し、これに対処するために所要の措置を執ること。

(6) 情報セキュリティ侵害事案等事故障害、事故等の発生時の対処

ア 本業務の履行に際し、情報セキュリティが損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認知した場合には、速やかに本会へ報告するとともに、所要の措置を執ること。

イ 受注者は、本件業務の履行に際し、次の事項に該当する事故があったときは、直ちに適切な措置を講じるとともに本会に一報した上で、速やかにその詳細を文書により報告すること。

(ア) 本件契約に係るサーバに不正アクセス等の情報セキュリティ侵害事案が発生した場合

(イ) 保護すべき情報について、外部への漏えい又は目的外利用が行われた場合

(ロ) 保護すべき情報について、認められていないアクセスが行われた場合

(ハ) 受注者において保護すべき情報を取り扱い又は取り扱ったことのある電子計算機又は外部記録媒体に不正プログラム等の感染が認められた場合

(ニ) (ア)から(ハ)に掲げるもののほか、保護すべき情報の侵害、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがある場合

ウ 本会は、前項の事故が発生した場合、必要に応じ受注者に対し調査を実施することとし、受注者は警察が行う当該調査について、全面的に協力すること。また、当該事故が委託先等において発生した場合、受注者は本会が当該委託先等に対して調査を実施できるよう、必要な協力を行うこと。

エ 受注者は、イの事故に関する損害・影響等の程度を把握するため、必要な業務資料等を契約終了時まで保存し、本会の求めに応じて提出すること。

(7) 情報セキュリティ監査

本会は、必要に応じて受注者に対し、情報セキュリティ監査の実施を求め、結果の確認を行うものとする。

(8) 情報セキュリティ対策の改善

受注者は、本業務における情報セキュリティ対策について本会が改善を求めた場合には、本会と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施するものとする。

10 データの取扱い

(1) 研修サービスに保存された情報は、本業務の目的外には利用しないこと。

(2) 研修サービスを利用することにより自動的に収集される情報（ブラウザからのアクセスログ等）は、本業務の目的外には収集、利用等しないこと。

(3) 本業務に係るデータ（システム的に収集される情報を含む。）は、本業務の契約が終了後、必要なものを本会に引き継いだ上で、すべてを確実に消去（バックアップを含む。）すること。また、契約期間中に本会から個別に指示があった場合も同様とする

11 その他

(1) 研修サービスの利用に必要な全ての費用（本会及び受講者が研修サービスを利用するために使用する機器等に関するものを除く。）を本契約に含むものとする。

(2) この仕様書に規定のない事項に疑義が生じた場合は、その都度、本会と協議して対応すること。